

ばいけない。にも拘らず、官庁機構に基く事情も手伝っていわゆる国民所得推計は狭く閉された柵の中でのみ行われてきている。このことはもちろん、産業連関表の作成の側についても或る程度いえよう。その結果相互の連関が存在しないために相互チェックによる推計の改善の努力がほとんど行われてきていない。たとえば個人消費支出について国民所得推計と産業連関推計の間には1割をこえる相違があることもあるという有様である。

国民総支出が財貨流れ法で、一貫して行われうるならば、産業連関表との連繋は方法的により容易になる。国民所得推計が生産面から行われうるならば、やはりそういう便宜があることは確かである。だから推計方法の採用およびその発展への期待ということを考える場合にも、われわれは開かれた考方に立たなければならない。

第3は批判の在り方の問題である。国民所得統計の信頼性に関する批判は数多くある。しかしその多くは超越的である。自ら他の方法による推計を行ってその結果をもって具体的に批判するのでなければ、推計という仕事に関する真の批判とはいえない。この点について、わが国では推計は官庁の行うべきものと前提する誤った考方がないであろうか。官庁における国民所得やその関連計数が次第に先進諸国で改善されてきたのは、民間における推計が真の批判になったこと、或はそれをリードしたことに依ることを強く反省すべきであるとおもう。日本において国民所得推計の劃期的改善が行われにくいのは、そういう意味では、責任が民間研究者の側にあるといっても過言ではあるまい。この意味においても官庁推計は閉されているのである。

第4に基礎統計の問題がある。日本における国民所得推計は、他の目的のために設計されてえられた諸データを第2次的に利用しているのであるから、この基礎になる統計がより適切なものに改善されないかぎり推計の質を向上させるには限度があるという事情は重要である。企画庁の国民所得推計はかかる意味で制限された土俵の中で手をつくした相撲をとっている感がある。連続性のないデータは、たとえ或る年についてだけ優れていても使用できないという消極性も、このことに関連して生れざるをえない。

税統計が所得推計に全面的に利用できない現状においては、国民所得推計のためという固有の目的をもって設計された基礎統計をもっと整備する必要があることはここに指摘するまでもない。この意味ではわれわれの支出に関する諸推計もまた同じ弱点をもっている。しかしかかる現状であればこそ種々の面からのデータをいろいろな方法で利用して相互チェックをする必要があるのでは

る。

日本経済部門のメンバーならびに関連研究者の共同討議によってこの調査はまとめられた。ただしⅡ「コモ法による固定資本形成と消費支出の推計」は篠原三代平が担当し、赤坂敬子と山田克己がこれに協力した。Ⅲ「小売評価法による消費支出の推計」は主として野田孜が担当し方法の検討について大川一司が協力した。

(大川一司)

Ⅱ コモ法による固定資本形成と消費支出の推計

資本形成とか消費支出の推計方法の1つとしての commodity flow method を簡単に説明すれば次のとおりである。一言にしていうならば、生産額統計(たとえば『工業統計表』)から出発して、これを輸出入特需とか、運賃・マージン、在庫変動によって調整し、最終使用者の最終価値で表示した最終生産物の金額に到達する方法である。これによって国内で使用ないし消費された完成投資財・完成消費財が推定される。われわれは原則的にはアメリカ商務省の方式に依拠して作業を進めたが、データその他の制約から若干の相違が生ずることはやむをえなかった。

1 設備投資の推計

ここに設備投資というときには、わが国国民所得統計における「生産者耐久施設」と異なることにまず注意されたい。後者には「工場建設」等も含まれている。しかしここでは「工場建設」とかダム建設は別途「建設投資」として推計することとし、設備投資の方は大体において機械施設を中心として推計した。さらに民間設備投資と公共設備投資を合算したものの計算を目標とする。

まず『工業統計表』(品目編)1950—55を基礎にし、これから設備投資を構成すると考えられる品目を選び、各品目毎に、

$$\begin{aligned} & \left. \begin{array}{l} 4 \text{人以上の事業所出荷額} \\ 3 \text{人以下の事業所出荷額} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{卸売段階まで} \\ \text{の運賃} \end{array} \right\} + (\text{輸入}) \pm \left\{ \begin{array}{l} \text{卸売} \\ \text{段階} \end{array} \right. \\ & \left. \begin{array}{l} \text{での在} \\ \text{庫変動} \end{array} \right\} - (\text{輸出特需}) + (\text{加工賃・修理料}) - (\text{部品重複額}) = \text{項目} \\ & \text{別の設備投資} \end{aligned}$$

の計算を行う。ここに『工業統計表』の「品目編」というのは、別に出ている「産業編」に対していっているわけだ。つまり「品目編」では同一事業所内でも品目毎に出荷額を集計報告させているが、「産業編」ではその事業所の主要な生産物にその他の生産物・副産物を込みにして報告させるという違いがある。われわれは当然のこと

だが「品目編」から出発した。ただし「3人以下の事業所出荷額」は「産業編」の数字を採用した。これには加工賃・修理料を含んでいるので、後に加算される「加工賃・修理料」は「4人以上の事業所出荷額」にかぎられている。

次に卸売段階までの運賃だが、これは国鉄(『鉄道統計年報』, 同『月報』), 地方鉄道および軌道(『地方鉄道軌道統計年報』, 『地方鉄道輸送状況月報』), 通運, 国鉄自動車(『鉄道統計年報』), 営業用自動車(『自動車統計月報』), 自家用貨物自動車(同), 水運(『海運統計年報』, 同『月報』等)を基礎として推定した。これらの運賃総計を主要品目別に出したうえ、これを出荷額中の輸送対象額で割って運賃率を求め、この運賃率を総出荷額に乗じて、「卸売段階までの運賃」を求めた。この場合輸送対象額は、通産省『日本経済の産業連関分析』p. 354の表によって(輸送対象分: 国内生産額)比率を品目毎に得、これを出荷額に乗ずることによって導いた。国鉄については主要品目別輸送数量と品目別運賃が判るから問題はない。けれども地鉄, 国鉄自動車, 営業用自動車については、品目別輸送量と運賃総額しか判らない。したがって運賃総額をいかに品目別に按分するかという問題が残る。通産省の産業連関表ではこれを品目別輸送トン数で按分した。しかしそうすると、どの品目もトン当り運賃率が同一だと想定することになって不合理と思われるので、按分にあたっては(「国鉄」品目別1トン1キロ当り運賃×「地鉄」等の品目別輸送トン数)を配分比率として用いた。自家用貨物自動車については、輸送トン数のみえられるので、営業用自動車の各年トン当り運賃を一種の計算運賃と考えた。水運についても細部の点で連関表の推定方法を改良する若干の努力を行った。

在庫変動は『商業統計表』, 『商業動態統計季報』によって各暦年末の卸売在庫額を推定し、この実質額の年間増減額を年央価格に直して在庫変動とした。ただし『工業統計表』各設備項目への按分はやむなく出荷額構成比によった。27年以前は資料がないので在庫調整を行わなかった。

特需は米国大使館調の「特需契約高」によった。特需品目別の計数は契約高統計しかえられないので、ここではそれをそのまま用いた。ただし契約の取消のため年次によってマイナスの計数になるときは、その年次をゼロとし前年の計数から差引くことにした。この統計は「ドル・ベース」, 「円ベース」, 「UNKRA」等に分れているが、ここでは円ベースを除く計数を採用した。円ベースの計数は防衛分担金からの支出だからである。

卸売マージンは、国税庁「商工庶業所得標準率表」を

基礎に中小企業庁「中小企業経営指標」, 通産省『商業統計表』, 大蔵省『法人企業統計年報』, 総理府統計局『個人商工業経済調査』等を参考にしてきめた。毎年の「所得標準率表」からの品目毎の所得率をとり出し、これに(56年の差益率/56年の所得率)比率を乗じて年々の所得率を差益率の高さまでふくらませた。ここに差益率とは(利益プラス経費)率でいわばグロスの計数である。次でこれを[差益率÷(1-差益率)]という形の仕入価格を分母とするグロス・マージン率に転換した。このマージン率は比較的他の参考資料と合うと思われるので、これを原則として採用した。ただ「所得標準率表」の網羅しない品目たとえば漁網, 自動車については通産省資料「運賃率および卸マージン率」(56. 3. 13)に記載の6%および30%を50—55年間不変なものとして採用した。「所得標準率表」については54年のものを入手できなかった。また50年については品目別に詳しくない。よって機械類についてはどの品目も54年は53年の85%, 50年は51年109%ののマージン率と想定した。

加工賃・修理料については『工業統計表』から2通りの計数がえられる。1つは「品目編」によるものだが、しかしこれには加工賃があるが、修理料はない。そこで50—54年間は「産業編」によった。55年には「品目編」の加工賃収入しか得られない。そこで54年の修理料・加工賃比率(産業編)をこれに乗じて55年の修理料を推計した。

出荷額の計数のなかには部品も含まれている。しかしこのうち一部は完成品の一部に流れこむから、この部分は除外すべきである。そこで部品のなかで輸出特需, 修理, 資本形成にあてられる部分以外の金額の、出荷額(生産額-在庫増)に対する比率を、通産省『投入産出表資料』No. 29「民間資本形成部門品目別投入」(55. 19)から求めて、このパーセンテージだけを当初の部品から控除した。もちろん(1+運賃率)(1+マージン率)を部品の工場渡値段に乗じたうえでこの控除を行った。

以上で導かれた結果は加工賃・修理料のうちサービス特需へ流れた部分を控除していない。これをあとで差引いた。

かくして計算された設備投資は第1表のごとくである。それは『工業統計表』の機械器具, 電気機械器具, 輸送用機械器具, 精密機械器具をその主要なものとして含んでいるが、それから、建設投資に分類されるべきエスカレーター, エレベーターは除かれているし、耐久消費財(家庭用ミシン, 冷蔵庫, 洗濯機, 掃除機, 扇風機, ラジオ, テレビ, 蓄音機, 電熱器又は装置, レコード盤等)も除かれている。後者のうち若干は営業用として設備投資

第 1 表 戦後の設備投資(コモ法)

(単位 百万円)	1950	1951	1952	1953	1953	1955
一般機械器具	87,978	164,032	220,953	273,372	282,667	266,830
電気機械器具	41,494	86,621	114,475	153,022	171,254	155,470
輸送用機械器具	91,745	186,257	259,385	332,081	347,891	330,108
精密機械器具	5,010	7,750	9,730	16,522	21,370	25,820
紡織工業(漁網)	3,451	5,429	6,388	6,726	8,783	9,179
金属製品	14,078	25,254	35,105	47,270	44,157	48,204
事務用家具等	8,250	11,955	15,867	19,836	21,915	24,032
馬具、織機用革製品	495	1,199	564	835	823	771
理化学用・照明用ガラス器具等	1,578	2,689	2,565	2,628	2,759	4,560
その他	472	736	1,014	1,240	1,504	2,073
加工賃修理料中 特需に流れるもの の除外	-8,497	-12,291	-16,328	-7,239	-14,195	-6,616
計	246,057	479,629	649,718	846,293	888,928	860,497

〔備考〕 1. 機械類からは耐久消費財、建設資材をのぞいて計算。
2. [その他]は果物模型、食品模型、パーマネントウェーブ装置、ヘアドライヤー、理髪店用椅子、その他美容院理髪店用備品、人台、マネキン人形、産業用保安装置、水上救命装置である。

の一部になると考えられるが、分割困難のため、その分を第1表に含めてない。なお第1表の輸送用機械中の自転車は一部は耐久消費財として除外さるべきだがそのままになっている。

2 建設投資の推計

建設投資推計の方法は大體設備投資推計の手法を踏襲するのであるが若干ちがったところもある。つまり各建設資材毎に設備投資と同様に運賃マージン、輸出入特需等の調整を行ったのちに、さらに純粋に建設用に振向けられた部分のみを抽出する。いわば建設資材の場合は、「混合財」が多いから、混合財の分割が行われねばならない。たとえば普通鋼圧延鋼材であれば機械の原料となった鋼材等をのぞかねばならない。又製材であれば、たとえば造船用に用いられる部分は除外し、純粋の建設向け比率を確定せねばならない。設備投資の場合の1困難は「部品」のうち幾何を完成機械との重複として除くべきかの判定にあった。建設投資における推計上の最大の困難は「混合建設資材」の分割にある。もしこの問題が解決されたとすると、残るのは純建設資材国内使用額に付加価値を加算する仕事だけである。

まず採用された品目を掲げよう。製材、合板、造作材および組立建築材料、建具、窓扉用日除、各種建築用紙、畳表、花筵、硬面床敷物等、塗料、クレオソート油、精製コールタール、ピッチ、アスファルト及び道路油、舗装及び屋根葺材料、ガラス及び若干のガラス製品、セメント、建築用粘土製品(瓦、煉瓦、タイル及びモザイク、陶管等)、衛生用陶器、電気用陶磁器、耐火物、研磨材料、コンクリート製品、石膏及び石膏ボード、石灰、石灰ドロマイト、石綿、岩綿、雲母板、普通鋼圧延鋼材、鉄鋼鋳物、非鉄金属圧延製品、電線及びケーブル、建築用金

物、錠及び鍵、暖房装置及び配管工事用付属品、構築用金属製品、線材製品、ボルト・ナット、リベット、座金等、エレベーター、エスカレーター、避雷装置、配線器具、架線金物、紙布製電気絶縁材料、特殊電球、放電灯、若干ゴム製品、若干コルク製品、火薬爆薬、産業用火工品、砂利・石材、原木。以上である。

以上の品目は原木、砂利・石材をのぞけば全部『工業統計表』の出荷額を基礎としている。けれども砂利・石材は『工業統計表』にもないが、他のいかなる統計にも見出すことはできない。そこで企画庁『国民所得資料月報』(1957.3)「戦後生産国民所得(試算)」p. 49における石材・砂利生産額の推定値を使用することにした。これは通産省軽工業局建材課調の推定だということであり、そのうち砂利はセメント使用量からの推定である。原木使用額は産業連関表により、製材の10.12%とした。

これらを純建設資材にまで削りおとす仕事は次のようになされた。需要部門別販売統計などによって建設向配分比率が年々判る品目については、そのような統計を毎年利用するようにした。年々の配分比率が判らない場合は業者のある年次のサンプル調査又は推定、それが無い場合は、通産省の『日本経済の産業連関分析』の付表によることにした。

セメントについてはセメント協会調により内需からセメント製品に向けられる以外のものを建設用とした。

普通鋼圧延鋼材については、『鉄鋼統計年報』『製鉄業参考資料』によった。この需要部門別出荷統計としては、生産者からの直接払出と指定販売業者からの払出の統計に分かれる。両者を合算し、鋳業、石油石炭製品製造業、化学工業、建設業、運輸及び倉庫業、通信業、電気業、その他公益事業、公務に振向けられる部分を建設向けとみなした。ほかに非指定販売業者からの出荷もあるわけだが、これを含めるために、生産者・指定販売業者からの建設向払出比率を非指定業者の販売額に乗じて、これを非指定業者からの建設向払出と想定した。それ故導かれる建設向比率は生産者・指定販売業者からの建設向比率を若干上回ることになる。かくして導かれた建設向比率は普通鋼圧延鋼材の場合には17~29%の間を変動するが、1955年には20.7%である。これは58年4月から始めて発表された「鉄鋼用途別受註統計」(これは需要部門別出荷統計の不備を超えて、各部門毎の用途をも追求したもの)によってチェックできる。その4月の計数によると建設補修向比率は生産量の17%であるが、輸出をのぞき内需に対する比率とすると、20.1%となる。販売業者向が17.8%残っているから、これを勘案すると24%ぐらいになる。%自体の年々、月々の変動もあろう

から、われわれの用いた配分比率は当らずといえども遠からずということになる。

次に板ガラスの建設向比率は1953—55年間は日本板硝子株式会社『会社概況』(1958.4)によった。1950—52年間は板硝子協会資料(平凡社『世界大百科事典』6,「ガラス」に掲載)を用いた。この比率は年々変化するが大体75~80%台である。

電線ケーブルの建設向比率は電線工業会『電線統計年報』1956,『電線時報別冊:年間統計1951—1955』によった。その需要部門別払出統計から陸運,通信,電力,石炭,鉄鋼,化学,繊維,農林,土建,その他(主として販売業者向)を建設向とした。内需に対する建設向比率は73~78%間を変動する。

非鉄金属圧延製品関係の払出比率は,アルミニウム圧延製品は軽金属ロール会『軽金属圧延工業統計年報』(13~20%)により,伸銅製品の建設向払出比率は日本伸銅協会『伸銅工業の概況』(7~11%台)によった。さらに鉛管鉛板の払出比率は通産省『金属工業統計年報』1950—51,『非鉄金属製品統計年報』1952—56によった。建設向比率は63~85%を変化している。

塗料については年々の建設向比率をうることができない。これについては,日本塗料工業会の豊田三郎氏の「日本塗料工業の国際競争力」(『化学経済』1957.3)に1953年以降の傾向として推定が行われている。これによると建設用は47%であり,われわれはこれを年々不変と想定して採用した。

タール製品については日本タール協会資料(1954—57)を用い,年々不変と想定した。精製コールタールは,防腐塗装,舗装へ流れる割合をとった(40%)。クレオソート油もやはり防腐塗装用として内需のうち85%だけ建設に向うものとした。ピッチの建設向は1%を遙かに下回るので無視した。

衛生用陶器は全部建設に向うものと考え,電気用陶磁器(碍子)は1958年7月から開始の通産省雑貨統計課調査(69%建設向)により,6ヵ年間一律に70%という数字を採用した。

その他の品目については,需要部門別出荷統計があってもそこから建設向け比率を判断すること困難なものが多いため,大体において通産省産業連関表資料を基礎に6ヵ年配分比率を不変と想定した。コンクリート製品は100%砂利・石材は90%建設用とおさえたから,これから生ずる誤差は問題でない。建設向比率自体が100%又はそれに近いから,比率自身の誤差率は小さいからである。建設向比率がコンスタントと想定したことによって生ずべき最大の誤差は製材の配分比率から生ずる。その

他の品目は金額が大して大きくないから問題は少いが,製材は金額が大きいから重要であろう。われわれは,産業連関表資料により内需に対してこの建設向比率が59%と推定し,これを不変比率として用いた。これを年々可変的なものとして推定するには高度の専門的知識を必要とするので,そうせざるをえなかった。製材のうち,造船,車輛,家具建具,箱材に使用される部分は除かれねばならないが,『産業連関表作業メモ抜萃(林業,林産品,木製品)』によると案外箱材の比重が高く出ている。(製材量の約25%)。『工業統計表』によると,箱材の比重が非常に小さく7%前後であるが,これは『工業統計表』に箱材用と特記してあるもの以外にいろいろの板が箱材として流れていくことを示すのかもしれない。

窓扉用日除(ブラインド等),建築用紙,アスファルト・道路油,舗装及び屋根葺材料,建築用粘土製品,建築用金物,配管工事付属品,建設用金属製品,エレベーター,エスカレーター,避雷,配線,架線器具ならびにコンクリート製品は100%建設用と考えた。

このようにして誘導されたネットの建設資材国内使用額総計に今度は付加価値を加算する段階となるが,その前にわれわれは雑資材で脱落したものがあることを考え1.5%を雑資材支出として追加した。付加価値は『国民所得資料月報』(1957.3)「戦後生産国民所得(試算)」における建設業の生産所得推定額によった。これは国・地方財政による建設,民間における建設を積上げて,いわゆる建設業を遙かに超える範囲の建設生産額を求め,それに所得率を乗じて付加価値を推算したものだから,われわれの目的に一ぱん適当である。分配面から積み上げた建設業所得をとらなかつた理由は,おそらくそれは広義の建設に従事するものの所得を網羅できず,精々土建業の範囲にとどまるであろうと考えたからである。

第2表 建設主要資材使用額と建設投資(単位 百万円)

	1950	1951	1952	1953	1954	1955
製材	47,938	76,288	95,719	134,456	141,920	146,674
建具	5,711	9,075	11,544	14,020	15,920	16,601
塗料	6,186	8,093	8,895	12,441	12,514	13,570
ガラス及ガラス製品	7,782	11,505	13,544	13,126	14,658	15,281
セメント	20,428	38,528	44,468	69,049	86,828	79,756
建築用粘土製品	7,726	11,889	14,197	15,171	16,161	16,548
コンクリート石膏,漆喰製品	7,777	13,247	16,470	23,328	28,362	28,876
普通鋼圧延鋼材	27,544	45,152	39,587	74,024	62,103	65,609
電線及ケーブル	20,340	52,411	53,528	60,306	62,384	69,496
建設用金属製品	9,475	23,305	26,508	40,498	50,089	48,860
線材製品	10,676	17,922	20,082	19,635	19,530	20,052
石材・砂利	18,311	35,634	37,588	43,087	49,701	50,458
その他建設資材	40,095	73,359	89,882	104,921	111,084	110,669
建設資材国内純使用額	229,989	416,408	472,012	624,062	671,254	682,450
付加価値	170,989	186,873	241,324	328,755	346,296	343,179
建設投資	400,978	603,281	713,336	952,817	1,017,550	1,025,629

2 固定資本形成推計結果の検討

以上設備投資、建設投資は在庫投資の推計が未完だといえ(これはコモ法の圏外にある)新しい方法による固定投資の1つの推定結果だといえることができる。問題はこれが既往の推計といかに合致し、いかに喰いちがうかである。そして喰いちがうとすればその理由はどこにあるかである。

第3表 コモ法による資本形成と企画庁推計のGNPとの比較

	設備投資 A	建設投資 B	計 C	GNP D	C/D	A/D	B/D	B/C
	百万円	百万円	百万円	十億円				
1950	246,057	400,978	647,035	*3,946.7	16.4	6.2	10.2	62.1
1951	479,629	603,281	1,082,910	5,104.1	21.2	9.4	11.8	55.7
1952	649,718	713,336	1,363,054	5,883.4	23.2	11.0	12.1	52.3
1953	846,293	952,817	1,799,110	6,854.0	26.2	12.3	13.9	53.0
1954	888,928	1,017,550	1,906,478	7,379.3	25.8	12.0	13.8	53.4
1955	860,497	1,025,629	1,886,126	7,953.4	23.7	10.8	12.9	54.4

(注) *印のみ「会計年度」。

まず第3表に企画庁調のGNPと設備投資・建設投資を比較してみると、固定投資だけでGNPの21—26%という驚くべき比率になる。建設投資と設備投資の相対的大いさは建設投資の方がやや大きいくらいだが、このような比率(B/C)はアメリカの例などと比較すると不自然さがないという感じを与える。1950—51年にB/Cが高いということも戦争直後に遡るほど建設の復旧意欲が強烈であったということ、設備の方は未働のものなどがあって、設備投資・建設投資比率が過去に遡るほど次第に小さくなるということもまた理屈に合っている。そこで問題は設備投資・建設投資の絶対額になる。

第4表 検討のための諸統計

(A表) 国民所得統計

(単位 10 億円)

	個人住宅(a)	民間固定投資(b)	政府固定投資(c)	総固定投資(d) (=a+b+c)
1950	59.8*	389.9*	244.0*	693.7*
1951	64.0	616.4	325.9	1,006.3
1952	93.4	653.5	416.6	1,163.5
1953	121.3	799.9	583.9	1,505.1
1954	132.6	797.3	577.7	1,507.6
1955	138.8	734.5	603.2	1,476.5

(B表) 開銀推定(コモ法)

(単位 百万円)

	設備投資	建設投資	計
1950	294,316	386,701	681,017
1951	561,862	640,170	1,202,032
1952	708,076	721,843	1,429,919
1953	882,826	895,759	1,778,585

〔備考〕 開銀調査部市川氏「戦後日本の資本形成」
『調査月報』1955. 4)による。

第4表(A)は企画庁調の固定投資の計数であるが、この個人住宅、民間固定投資、政府固定投資の夫々は、われわれの設備投資・建設投資とは比較できない数字であ

る。すなわち個人住宅はわれわれの建設投資のほんの一部を構成するにすぎないし、また国民所得統計での固定投資には建設投資と設備投資が混合しているからである。したがって以上3者の合計だけが設備・建設投資の合計に比較しうる数字となる。そこで第4表(A)の(d)欄を第3表の(c)欄と比較すると、1950—51年は両者の差は僅少であってよく合う。けれどもその後差は拡大している。企画庁調に対してコモ法の結果は52年1.17倍、53年1.195倍、54年1.26倍、55年1.277倍となっている。問題は企画庁調とコモ法の結果のいずれが正しいかである。

第4表(B)は開銀銀行調査部が、同じコモ法によって推計した結果である。これには『工業統計表』の(産業編)を利用した点で、また部品処理、その他若干の側面で不備な点があると思われる推算だが、いずれにしても、われわれの結果と1953年までの傾向および金額が類似している点に注意されたい。したがって、開銀調はわれわれの計数と企画庁調との相違が、すくなくとも、計算まちがいに基くものでないということを明示する。

設備投資の計数の主たる出発点である『工業統計表』の機械工業(機械、電気機械、輸送用機械、精密機械)の出荷額(3人以下の事業所を含む)を(産業編)からとって眺めてみると、それは1950年(3,291億円)、1951年(5,906億円)、1952年(7,400億円)、1953年(9,419億円)、1954年(10,131億円)、1955年(9,892億円)と、1950—55年間に約3倍となっている。他方『工業統計表』(品目編)から製材、セメント、コンクリート製品、電線の出荷額をとり、これに石材・砂利の推定生産額を加算した数字を建設資材出荷額のサンプル数字としてみると、これまた1950年(1,231億円)から、1955年(3,866億円)まで約3倍の上昇がみられる。

したがって基本データである出荷額自体がこの期間約3倍の増大を示しているとき、コモ法による固定資本形成の総額も、1950年の6,470億円から1955年の18,861億円へと2.9倍にふえていることは決して不思議でない。それ故、基礎データから資本形成までの推計経路に間違いがあるために、国民所得統計よりも上昇率が急激な推計が現われたのではないということがはっきりしてくる。

そこで問題は、固定資産の純増(もちろん再評価による値上りを除く)という形で、『法人企業統計』等から推計された国民所得統計における固定投資がこの間2.1倍の増大にすぎないのに、commodity flowからの推計がなぜ3倍近くになるかという問題になる。それは明らかに基礎データの相違が然らしめる結果だが、それでは理論上flowとstock面からの推計結果が合致すべきであ

るにかかわらず、なぜ実際問題として両者が喰いちがうのだろうか。

そこで『工業統計表』の機械出荷額自体に疑いの眼を向けてみよう。そこには1950年当りに過少評価ないし洩れがあるのではないかと。そこで機械工業の生産数量指数をみると、1955年を100として1950年が46.5であるから、1950—55年間に2.15倍の上昇が生じている。これに機械価格指数(1950年=54.6, 1955年100)を乗じて、機械生産額指数を試算してみると、1955年を100として、1950年が25.4となる。したがって、(価格指数×数量指数)といった形の接近は、『工業統計表』よりさらに急なカーブを描いてくれることとなる(約4倍)。もちろん指数算式の問題や、カバリジの問題がとくに機械については問題を提起するであろう。さらにまた1950年頃には物価指数に採用される価格と実効価格に差異があったかもしれない。しかしこれらをいくら考慮してもこの4倍の増大を国民所得統計の固定投資増大率2倍にまで縮めることには非常な困難が伴うように見える。

では建設投資についてはどうか。第5表はこれまでの主要推計を1表にまとめたものである。諸推計間に若干の相違がみられるにせよ、もしわれわれの推計が建設修理を含む点を考慮すると、他の諸推計との差異は実質的

第5表 建設投資の諸推計

(単位億円)

	コモ法		国民所得課推定建設業生産額	企画庁・建設省推定「新規建設活動」(年度)	江見康一氏推定(未発表)	産業計画会議推定
	藤原	開銀				
1950	4,010	3,867	4,436	—	—	—
1951	6,033	6,402	5,424	—	5,548	5,637
1952	7,133	7,218	6,481	—	6,727	7,401
1953	9,528	8,958	8,752	9,207	9,782	9,899
1954	10,176	—	9,500	8,961	9,393	9,714
1955	10,256	—	9,415	9,036	9,465	9,563
1956	—	—	—	10,525	11,809	—
1957	—	—	—	11,915	—	—

- 〔備考〕 1. 国民所得課推定の建設業生産額とは、『国民所得資料月報』1957. 3, p. 15より引用。
 2. 企画庁・建設省推定「新規建設活動」は『経済白書』より引用。
 3. 江見氏の別推計はいずれ発表されるであろう。
 4. 「新規建設活動」および江見推計は修理を含まないのに、われわれのものはこれを含んでいる点異なる。
 5. 産業計画会議の推定は『日本経済の資本構造』より引用す。

には非常に僅少とみる方が至当であろう。むしろ異なる方法による諸推計がかくも近似した結果を生んでいる点に注意を払わねばならない。

そこで問題はこうなる。建設投資に対するコモ法による推計にはおそらく問題はない。問題はやはり設備投資にある。flowの面からの推定とstockの面からの推定の齟齬という点に重要な問題が残る。もしいろいろの企業

が一部の設備投資を取替法で処理し、修理費その他の経費で落しているとするれば、その部分は帳簿上は固定資産の増加にならない。しかるにcommodity flowから接近するとき、1年以上とか3年以上の耐用年数という基準で望むならば、固定資産として処理されないにも拘らず、これらを設備投資として積み上げざるをえなくなろう。電気事業などでは、戦後は総収入に占める修繕費の割合が戦前比率や外国の電気事業における比率よりも大きい。このことは若干の産業では修繕費という名目での設備投資があることを意味する。修繕費の形でなくとも、営業用什器や工具等を経費で落すことが充分ありうる。

このように考えてくると、既存の固定投資推計は、われわれの推計とともに、もうすこし別の資料による再検討を必要とするのではないかとさえ思われる。すでにGNPに比較した固定資本形成の比率が極めて高いことを知ったが、もし固定資本形成自体が既存のGNP推計において過少だと仮定するならば、GNPもまたふくらます必要がある。われわれは以下に辿るように、消費支出の若干項目についても準コモ法の適用によって、企画庁推計より高い結果をえている。このようにして、GNP構成の各支出項目を別の方法でチェックすることによって、やがて既存のGNP推計についても基本的な再検討が加えられる必要があるのではないかという感想に到達せざるをえない。

4 『商業統計表』による消費支出の推計

固定資本形成について適用したと同じ手法を消費支出にも適用することができる。しかしコモ法の適用は消費支出推計の場合には1つの大きな困難を伴わざるをえない。それは小売段階における在庫変動の推計が非常に難しいということである。

いずれにせよ、われわれは、近い将来コモ法をサービス支出を除く全物財消費支出推計に拡張する予定である。けれども、この調査には間に合わなかった。そこで、『工業統計表』でなくて、『商業統計表』から準コモ法ともいうべき方法で被服費、飲食費の推計を行ってみた。この方法は『工業統計表』から出発するよりは著しく容易かつ簡単である。もちろん本稿においても『工業統計表』から耐久消費財支出の推計の方向に第1次接近を試みるわけだから、消費支出については、被服費、飲食費(ただし農家等の自家消費を除く)、耐久消費財の3項目の推計を行うこととなる。

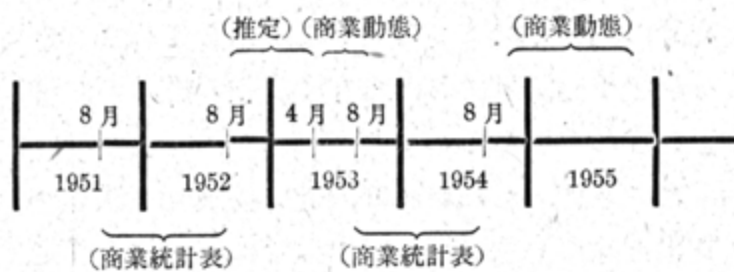
戦後『商業統計表』が出たのは1952年と1954年の2度だけである。今後1年おきに発表されていく筈の調査であり、卸売、小売の段階で販売額、在庫額、販売先別販売額などが出ているので、消費支出推計の貴重な素材

となりうるものと考えられる。ただ、このデータから消費支出の推計を試みたのはわれわれが最初であるといっ
てよい。

『商業統計表』を基礎データとして用いる場合に、いくつかの問題にぶつかる。第1には、『商業統計表』が9月から翌年8月までの統計であるから、これを暦年に直さねばならないということである。第2の問題点は『工業統計表』とちがって、分類がかなりglobalな特徴をもっているため、細い構成に立ち入った推計を行うことができないということである。われわれの推計が、『商業統計表』からは飲食費と被服費に限定されざるをえない理由はここにある。第3に、『商業統計表』はセンサスタることを狙ってはいるものの、以下のものを除外したかぎりでの悉皆調査である。

- (1) 国および公共企業体に属するもの。
- (2) 街路上にある露店、屋台、立売り等。
- (3) 神社の境内、公園内または広場内にある露店。
- (4) 行商人、旅商人。
- (5) 劇場、映画館、野球場、駅のホーム等の中にある売店。
- (6) 官公庁、学校、会社工場、病院等の中にある売店。

この第3の点は金額は小さいであろうし、把握は困難と考えられるから、ここではこれを除く推計で我慢することにする。第1の点は幸いに、サンプル調査の『商業動態統計季報』があるので、これをもって暦年に直すことができる。すなわち



図に示されるように、『商業統計表』は1951.9—1952.8および1953.9—1954.8間に月々えられる。われわれは、この金額を『商業動態統計』によって1953.4—8間および1954.8—1955.12月間に延長推計した。けれども『商業動態統計』は1953年4月から始められたものであるため、1952.9—1953.4間ならびに1951.8以前は統計が空白となる。さらにいろいろ工夫を試みたけれども結局正確を期するため、無理に1951.8以前の延長推計を行わないことにした。ただ統計のない1952.9—1953.4間はまず単純に直線をもって両端を連繫するとともに、この間の月々の季節変動を次のように加味した。すなわち、1954.9—1955.4間をつなぐ直線からの月々の季節変動

を直線からの比率で示し、この比率を1952.8—1953.4間を結ぶ直線に乗ずるという方法を採用した。1952.8—1953.4間と1954.8—1955.4間はいずれも不況期からの回復期間であるという点で同質的だから、後者の期間の季節変動で前者の季節変動を推すことは必ずしも正確ではなかろうが、next bestの方法と確信する。

これだけの作業が終わったら、あとは各暦年毎にこれを集計し直おせばよいわけだ。

ところで、『商業統計表』にはまだ問題が残されている。それは悉皆調査とはいえ、調査対象を甲調査(自計申告)と乙調査(他計申告)とに2分していることである。甲調査は「法人組織の商店および常用労働者を使用している個人商店」を対象としており、これについては調査期間中の毎月の販売額、販売先別年間販売額を得ることができる。これに対して、乙調査は「常用労働者を使用していない個人商店」を対象としており、8月の販売額しか得ることができない。

さて前記の手続で、暦年の計数が獲得されたとはいえ、それはあくまで甲調査の計数である。そこで8月における総合(甲票+乙票)/甲票比率を得、これを甲調査の暦年の数字に乗じて総合販売額を推定した。1952, 1954年は各年の8月の総合/甲票比率を用いたが、1953年は1952, 1954年の平均比率、1955年には1954年の比率を用いた。

以上の下準備が完了すれば、次は2つの方法で被服費、飲食費の推計に入ることができる。第1の方法は主として小売段階の販売額から出発するものであり、第2の方法は主として卸売段階の小売商への販売額から出発する方法である。第1を「推計I」、第2を「推計II」と名付けよう。

「推計I」 被服費については、その小売総合暦年販売額に甲調査による一般消費者向販売比率(大体95%前後)を乗じて一般消費者向販売額を導く。この際、この比率は1953年については1952, 1954年の比率の平均、1955年については1954年の比率と同じと仮定した。これに百貨店の衣料品、身廻品の販売額、その他の「各種商品小売業」の衣料身廻品の販売額、ならびに卸売業より直接一般消費者へ販売した額を加算して、「推計I」による被服費推計とする。けれども百貨店販売統計では、衣料品はよいとして身廻品は雑貨販売額に含まれている。しかし百貨店協会調により、1958.4—6について雑貨中に占める身廻品販売額が42%であったことを知った。われわれはこの42%を1952—55年間に一律適用して雑貨中の身廻品販売額を推定した。

飲食費の「推計I」も大体手続は同一であるが、百貨

店からは食料品販売額と食堂喫茶販売額の双方をとった。

「推計Ⅱ」 卸売段階からの推計方法は次のとおりである。まず、卸売総合販売額を計算し、これに小売商宛の販売比率を乗じて、小売商への販売額を出し、これに小売マージン、在庫変動の調整を加味して、小売商を経た消費支出を求める。これに直接卸売商から消費者へ売られた額をやはり販売先別比率によって推定して、これを加算するのである。

被服費の「推計Ⅱ」の際は、販売先別比率は、「織物」については1953年は52, 54年の平均, 55年は54年の比率を用いた。これは52, 54年の比率に大差ないからである。けれども、「衣服身廻品」の場合には、大差がある(小売商への販売比率1952=33%, 1954=59%; 直接消費者への販売比率1952=1.0%, 1954=1.7%)。そこで次のような工夫を講じた。すなわち、分母に衣服身廻品の甲調査暦年卸売販売額をおき、分子に同品の小売販売額+百貨店衣料身廻品販売額をもってきた1つの比率を造り、この比率の傾向によって、1952, 1954年の小売商ならびに消費者への販売比率を1953年と1955年に補間ないし延長推計したわけである。

なお小売マージン率は、国税庁の「商工庶業所得標準率」によった。所得率を経費を含む差益率にまで高め、これを仕入価格を分母とするマージン率に転換した点はこれまでの操作と同じである。また小売段階の在庫変動も『商業統計表』、『商業動態統計』を基礎として推定した。なお1952年は資料がないので在庫調整をやっていない。また在庫変動は仕入価格評価であるから、(1+マージン率)を乗じて小売価格評価に直おして用いた。

「飲食費」の「推計Ⅱ」 農畜産物(消費物資)、水産物(消費物資)、味噌および醤油、酒類、「他に分類されない各種飲食料品」に分類して、推計が行われる。ここに農畜産物とは、食肉、卵および鳥肉、牛乳、米麦、雑穀豆類、野菜果物等を指す。小売業ならびに消費者向の販売比率をみると、他の項目は問題ないにしても、「農畜産物」だけは不安定である。そこで「農畜産物」には、さきに「衣服身廻品」について考案したと同じ工夫を適用して、1953, 55年の販売先比率を推定した。

飲食物の小売マージン率については、とくに問題が生ずる。やはり「所得標準率表」を基礎にした点は被服費と同じであるが、酒類については、家庭と家庭外での消費の割合を(3:7)と仮定し、酒類小売マージン率10%, 大衆酒場マージン率(30年)70%を加重平均した52%を採用した。酒類以外については家庭と家庭外での消費の割合を(86:14)と推定し、各々小売マージン率と飲食店マージン率を加重平均したものを採用した。(86:14)の

比率は、『商業統計表』における小売店販売額と飲食店販売額の比率によって導かれたものである。

以上のほかは大體被服費の場合と同様の手続が踏まれる。

導かれた結果は第6—8表に要約される。すなわち、被服費では「推計Ⅰ」が「推計Ⅱ」より約20%内外低い。おそらく小売段階では把握が困難でその程度の洩れがあるためであろう。われわれは、卸売段階からスタートした「推計Ⅱ」を採用すべきであろう。飲食費では、第7表の「推計Ⅰ」と第8表の「推計Ⅱ」との間に被服費ほ

第6表 被服費の推計

(単位億円)

		1952	1953	1954	1955	
推計	小売業より一般消費者へ	3,144	4,443	4,187	4,510	
	呉服服地および寝具	1,518	2,057	1,964	2,117	
	男子洋服	312	520	505	495	
	婦人子供服	80	169	164	223	
	靴	183	275	244	271	
	履物	163	225	216	196	
	洋品雑貨および小間物	775	1,090	990	1,115	
	その他の織物・衣服身廻品	113	107	105	92	
	百貨店	783	1,013	1,130	1,177	
	衣料品	670	866	970	1,008	
	身廻品	113	147	160	169	
	I	他に分類されない各種商品小売業	351	304	171	118
		卸売業より直接一般消費者へ	106	158	151	160
		織物	58	85	80	81
	衣服身廻品	48	73	71	79	
	合計	4,384	5,917	5,638	5,964	
推計Ⅱ	織物	3,103	4,321	3,988	4,082	
	衣服身廻品	2,223	3,073	3,366	3,514	
	合計	5,326	7,395	7,354	7,596	

第7表 飲食費(除自家消費)——[推計Ⅰ]——

		1952	1953	1954	1955	
飲食店	小売業より一般消費者へ	7,359	10,092	10,233	11,156	
	各種食料品	534	762	862	1,008	
	酒および調味料	1,605	2,230	2,270	2,521	
	鮮魚	575	853	734	798	
	野菜および果物	643	898	843	921	
	菓子およびパン	1,023	1,531	1,556	6,659	
	その他の飲食料品	2,980	3,817	3,968	4,250	
	百貨店	1,271	1,738	1,871	2,013	
	食料品	220	294	360	403	
	食堂喫茶	193	255	309	345	
		27	39	50	58	
	たばこ	他に分類されない各種商品小売業	99	88	54	40
		卸売業より直接一般消費者へ	454	547	594	664
		農畜産物(消費物資)	160	175	154	203
	水産物(消費物資)	27	43	52	47	
	味噌および醤油	8	18	23	25	
	酒類	58	82	83	92	
	他に分類されない各種飲食料品	201	229	282	298	
	合計	1,980	2,245	2,308	2,206	
	合計	11,383	15,004	15,420	16,483	

〔備考〕 たばこだけは『商業統計表』でなしに、『専売統計年報』および同『月報』によって推計したものである。

第 8 表 飲食費(除自家消費)——〔推計Ⅱ〕——

	1952	1953	1954	1955
農畜産物(消費物資)	4,322	5,450	6,271	6,294
水産物(消費物資)	996	1,317	1,432	1,266
味噌および醤油	209	400	476	497
酒 類	2,386	3,054	3,078	3,358
他に分類されない各種飲食料品	2,914	2,990	3,640	3,808
た ば こ	1,980	2,245	2,308	2,206
小 計	12,808	15,456	17,205	17,429
卸売業より工場、鉱山、官公庁その他の産業用使用者へ販売された飲食料品	1,422		3,735	
合 計	14,230		20,940	

〔備考〕 たばこだけは『専売統計年報』および同『月報』によって推計した。

第 9 表 被服費・飲食費推計と公表数字との比較

(単位億円)

	被 服 費			飲 食 費		
	国民所得統計	推計Ⅰ	推計Ⅱ	国民所得統計	推計Ⅰ(除自家消費)	推計Ⅱ(除自家消費)
1951	2,658	—	—	17,334	—	—
1952	3,399	4,384	5,326	20,157	11,383	12,808(14,230)
1953	3,850	5,917	7,395	23,554	15,004	15,456
1954	3,901	5,638	7,354	25,804	15,420	17,205(20,940)
1955	4,005	5,964	7,596	26,742	16,483	17,429

〔備考〕 1. 飲食費「推計Ⅱ」の括弧内は、「卸売業より工場、鉱山、官公庁その他の産業用使用者へ販売された飲食料品」を含めた場合である。
2. 野田孜氏の推計によると飲食物の自家消費分は、1951年3,829億円、1955年5,547億円となる。1951年の推定はここから、1955年につき「推計Ⅱ」17,429億円に、この5,547億円を加算すると、22,976億円となる。これは1955年の国民所得統計の推定より小さいが、差は3,766億円に縮まる。この差は1954年の飲食費「推計Ⅱ」17,205億円と括弧内の20,940億円の差3,735億円に近い。

どの差異がない。概して「推計Ⅰ」が5%程度低いだけである。飲食費の場合は、煙草を別途専売公社資料によって推計した。『年報』では年度の数字なので、月報によって暦年の数字に転換されたものである。

以上の推計結果が現在の国民所得統計中の被服費、飲食費とどの程度の相違があるかを調べることは極めて重要である。第9表はそれであるが、被服費の場合、われわれの「推計Ⅰ」をとるにせよ「推計Ⅱ」をとるにせよ、公表数字より著しく高い数字だということが問題である。1952年には公表数字より「推計Ⅱ」が57%高だし、1955年にはそれが90%高となる。さらに注意すべきは、1952—55年間に公表の被服費数字が17.8%の増加にすぎないのに、「推計Ⅱ」では実に42.6%の増大という結果になっている。

この上昇率の差異を別の資料でチェックしてみよう。『繊維統計年報』1957, p. 14に一切の繊維製品をポンドで表現した正味国内供給量が出ている。これは工業用と衣料用と分れているから衣料用のみをとると、1952年度

(966百万ポンド)から1955年度(1,316百万ポンド)まで約36%の増加である。その間被服の消費者物価は微減(マイナス3%)にすぎないから、公表の被服費の伸び率が過少であることは大体想像がつく。では、われわれの42.6%が過大だろうか。暦年と年度の相違、この間における品質の推移などを考慮すると必ずしも過大とはいえないであろう。

さらに現行の消費支出推計方法の経緯を辿るならば、その過少推定は疑いえない事実として浮び上がってくる。すなわち、現行の被服費支出は1947年度に推定された「物的方法」による金額を(1人当り物資供給量指数×総人口×消費者物価指数)で1950年度までひきのばし、この1950年度の被服費をその後は「人的方法」(都市農家の家計調査による)で延長推計しているわけである。ところが、1947年度ですでに「物的方法」の金額が「人的方法」の推計値の53%にすぎなかったという極端なギャップの存在を忘れてはならない。1951—55年においても公表数字が「人的方法」の結果に対して約70%である。26年の公表被服費は「人的方法」に対して1,100億過少だが、通産省の産業連関表には実に1,800億円の過少であった。1952年以降のわれわれの推計はちょうどこの産業連関表の計数に連続するかにみえる。すなわち金額でいえば「推計Ⅱ」は公表数字に対して、1,927億円高だからである。

他方飲食費の推計では自家消費分を含んでいないため、われわれの計数は公表数字よりかなり低い。けれども、1955年度について行われた野田孜氏の農家等自家消費推計5,547億円をわれわれの飲食費「推計Ⅱ」17,429億円に加算すると、22,976億円になる。しかしこれとても公表数字26,742億円より3,766億円だけ低い。飲食料品は『商業統計表』の圏外にある官庁、工場の食堂や露店で販売されるものもあるということや、すべての社用的消費が公表数字から除去されてはいないという点を勘案すると、飲食費に関する限り、公表数字はわれわれの推計と外見上の相違にかかわらず、consistentであろうかと思考される。

ただ1つ残る事実はおそらく国民所得統計における被服費はかなりの過少推計だろうということである。しかしその場合にも公表数字では婚姻の際購入される衣料類が被服費でなしに雑費中の臨時費に含まれているといった分類上の相違を十分検討される必要がある。

5 耐久消費財のコモ法による予備的推計

耐久消費財については、やはりコモ法によって、第10表のような結果を得た。この推計は、若干の営業用向けを含んでいるという意味では第1次接近であり、かつ粗

第10表 耐久消費財の第1次推計

(単位百万円)

	1950	1951	1952	1953	1954	1955
民生用電気機械器具	10,772	16,946	26,779	44,082	51,683	75,014
家庭用その他機械器具	6,417	11,781	18,159	18,599	13,835	12,263
眼鏡、写真機、時計	7,786	13,116	18,957	28,081	33,252	34,079
家具及び装具品	10,954	19,610	25,144	35,024	35,474	41,052
木製行李、樽、貯蔵器類	3,435	5,323	6,395	6,800	7,167	7,699
漆器、その他各種食器類	9,264	12,855	16,770	20,862	20,691	25,478
ガラス製、陶磁器製容器及び装飾品	7,807	12,798	15,573	21,517	20,663	21,293
風呂釜、パーナ―類	3,109	4,154	5,312	12,718	10,613	10,581
家庭用刃物	674	780	1,356	1,261	1,852	2,909
バケツ、その他ブリキ容器	2,605	6,175	8,176	11,267	11,315	13,423
日用品 鋳物	2,546	5,789	6,621	6,731	8,007	10,733
楽器	1,238	2,621	4,633	4,524	5,358	5,839
玩具、スポーツ、体育製品	1,918	2,242	3,069	4,562	5,323	7,042
宝石、銀器、装身具	1,530	2,450	3,173	2,829	4,539	4,583
度量衡器	5,617	7,219	7,645	6,129	5,658	6,018
革靴、革囊類	1,763	2,801	3,543	5,151	5,978	6,838
書	13,675	16,191	28,694	33,559	35,941	40,615
計	91,110	142,851	199,999	263,696	277,349	325,459

- 〔備考〕 1. これを第1次推計という理由は、以上の耐久消費財のうち若干は営業用に用いられるにかかわらず、これを除いていないからである。
2. 民生用電気機器とは、電気冷蔵庫、洗濯機、真空掃除機、扇風機、テレビ、ラジオ、蓄音機、各種電熱器等を指す。洗濯器は商業用をのぞく。
3. 家庭用その他機器は家庭用マシン、ふつうの冷蔵庫等を指す。
4. 家具及び装身具からは、事務用家具をのぞく。

推計であるが、ただ電気冷蔵庫、マシン、風呂釜については『工業統計表』に営業用とあるものをあらかじめ除いている。品目は表の示すように網羅的であるが、この推計の最大の欠点は小売段階における在庫変動調整を経していないという点にある。それとともに、営業用へ流れた部分を推定することができれば、推定の最終段階に到達するわけだが、ここでは暫定的報告にとどめておく。

以上消費支出については、『商業統計表』から飲食費と被服費を推計し、『工業統計表』からは耐久消費財支出を推計した。残された推計は2つある。1つは『工業統計表』から、飲食費、被服費以外の「非耐久財支出」を誘導することであり、他は、『工業統計表』から飲食費・被服費を推計して『商業統計表』のそれをチェックし、かつ後者によって推計できなかった1950—51年の期間をもはっきりさせる仕事である。

(篠原三代平)

III 小売評価 (Retail Valuation) 法による消費支出の推計

消費支出の推計方法

わが国の個人消費支出に関する推計は、戦後については経済企画庁のものが存するのみであり、戦前に関して

も山田雄三教授の推計と経済企画庁の推計(昭和5年以降)が存するのみである¹⁾。これらの諸推計はそれぞれ独自の的方法論によっており、その結果もそれぞれ尊重されるべきものであろう。本稿において戦後の個人消費支出を推計しようとする意図は、前述の経済企画庁の推計とは異った独自の的方法論——さらに言い換えるならば一貫した的方法論——によって個人消費支出を推計したならば、どのような結果をうるであろうか、というところにある。

まずわれわれはどのような方法論によって推計を行ったかを説明する。しかしその前に、消費支出の推計方法について概観を与えておくのが便利である。推計方法には次の4つのものがある(括弧内は以下の説明のための略号である)。

1. Retail Valuation Method (R. V.) この方法は消費財の価格(p)、数量(q)をそれぞれ別個に小売段階で把握し、両者を乗ずることによって消費支出を求めるものである。イギリスに関する R. Stone, A. Prest の推計はほぼこの方法で貫かれている²⁾。

2. Retail Sales Method (R. S.) これは小売段階における消費支出($p \cdot q$)を直接に求めるものであって、例えば百貨店売上統計のようなデータを直接利用する方法である。サービス関係諸費の推計には多くこの方法が用いられる(アメリカの例)³⁾。

3. Commodity Flow Method (C. F.) この方法については、前節篠原氏の論文でとりあげられているので詳しく触れる必要はないであろう。

4. Consumers' Expenditure Method (C. E.) これは日本独自の的方法ともいえるもので、家計調査を基礎として、これに世帯数等乗じて全国の消費支出を推計するものである。毎年、しかも毎月わたって家計調査を行っている国は日本を除いて他に例をみない。

以上の4方法が消費支出推計には考えられるが、ここで企画庁の戦後推計の方法に触れておこう。それはいわゆる「物的方法」と「人的方法」の2つにわけられる。後者は、C. E. によるものであって、総理府統計局の『家計調査』と農林省の『農家経済調査』を利用して1人当たり消費支出を農家、非農家別に求め、これにそれぞれの

1) 経済企画庁『昭和31年の国民所得』、山田雄三編著『日本国民所得推計資料』昭和26年。

2) A. R. Prest, *Consumers' Expenditure in the United Kingdom 1900—1919*, 1954; R. Stone, *The Measurement of Consumers' Expenditure and Behaviour in the United Kingdom 1920—1938*, Vol. I, 1954.

3) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, Vol. I, 1941.